

多古町議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、26人とする。ただし、議長が認めるときは、その限りでない。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の場所で先着順に交付し、交付を受けた者は、交付された日に限り傍聴できる。

2 傍聴章の交付を受けた者が傍聴席に入場しようとするときは、傍聴章を係員に明示できる所へ着用しなければならない。

3 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びているものと認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全ての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(多古町傍聴人取締規則の廃止)

2 多古町議会傍聴人取締規則(昭和29年規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成27年9月18日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月18日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年1月5日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。